

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p>II-2-6-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>10</u>-2 <保険引受リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>13</u>-2 <流動性リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-11-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>14</u>-1-2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-12-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>14</u>-2-2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-13 業務継続体制（BCM） （略）</p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静化後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「総合指針II-3-<u>8</u> 業務継続体制（BCM）」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>II-2-6-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>9</u>-2 <保険引受リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>12</u>-2 <流動性リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-11-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>13</u>-1-2 <事務リスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-12-2 主な着眼点 「総合指針II-3-<u>13</u>-2-2 <システムリスク管理態勢> 主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p> <p>II-3-13 業務継続体制（BCM） （略）</p> <p>危機発生時における対応、事態の沈静化後における対応及び風評に関する危機管理体制については、「総合指針II-3-<u>7</u> 業務継続体制（BCM）」に準じて取扱うものとする。</p>
<p>III-2-4 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1)～(3) （略） (4) 登録の拒否 法第279条第1項から第3項までの規定に基づき、登録を拒否</p>	<p>III-2-4 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 (1)～(3) （略） (4) 登録の拒否 法第279条第1項から第3項までの規定に基づき、登録を拒否</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p>したときは、別紙様式V-7により作成した登録拒否通知書を代申業者に交付する（Ⅲ-4 及び総合指針Ⅲ-4-2 参照）。</p> <p>(5) 変更等の届出等 ①～③ (略) ④ 変更登録を行ったときは、法第280条第2項の規定に基づき、別紙様式V-4により作成した少額短期保険募集人登録事項変更済通知書を代申業者に通知する。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第280条第1項第2号から第6号の届出） ① 代申業者が代理人として法第280条第1項第2号から第6号に係る届出（以下、「廃業等届出」という。）をするときは、少額短期保険募集人に係る当該廃業等の事実を確認した上で、当該少額短期保険募集人を現に登録している財務局に提出するよう求めるものとする。 ② 廃業等届出を受理したときは、法第308条第1項第2号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。 　なお、法第308条第2項の所属少額短期保険業者への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで代申業者に行う。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 登録取り消しに伴う抹消通知 　法第308条第1項第1号の規定により少額短期保険募集人の登録を抹消したときは、同条第2項の規定に基づき別紙様式V-5により当該少額短期保険募集人の所属少額短期保険業者に通知を行う。</p> <p>(10) (略)</p> <p>Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 　持株会社を設立して当該会社の子会社による少額短期保険業者としての登録申請をしようとするもの等は法第272条の35に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたって</p>	<p>したときは、別紙様式V-6により作成した登録拒否通知書を代申業者に交付する（Ⅲ-4 及び総合指針Ⅲ-4-2 参照）。</p> <p>(5) 変更等の届出等 ①～③ (略) ④ 変更登録を行ったときは、法第280条第2項の規定に基づき、代申業者に通知する。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第280条第1項第2号から第7号の届出） ① 代申業者が代理人として法第280条第1項第2号から第7号に係る届出（以下、「廃業等届出」という。）をするときは、少額短期保険募集人に係る当該廃業等の事実を確認した上で、当該少額短期保険募集人を現に登録している財務局に提出するよう求めるものとする。 ② 廃業等届出を受理したときは、法第308条第1項第2号の規定により当該少額短期保険募集人の登録を抹消する。 　なお、登録を抹消したときは、法第308条第2項の規定に基づき、代申業者に通知する。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) 登録取り消しに伴う抹消通知 　法第308条第1項第1号の規定により少額短期保険募集人の登録を抹消したときは、同条第2項の規定に基づき別紙様式V-4により当該少額短期保険募集人の所属少額短期保険業者に通知を行う。</p> <p>(10) (略)</p> <p>Ⅲ-2-7-1 少額短期保険持株会社に係る承認等 　少額短期保険持株会社になろうとする者は法第272条の35に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第272条の36及び規則第211条の75に規定する書類等が法</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p>は法第 272 条の 36 及び規則第 211 条の 75 に規定する書類等が法第 272 条の 37 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし子会社である少額短期保険業者の役員が、<u>当該承認を受けようとする少額短期保険持株会社の役員を兼職する場合には、財務局が特に必要と認めた者を除き住民票の抄本の提出を省略できるものとする。また、当該承認を受けようとする少額短期保険持株会社が保険持株会社の認可を受けている場合には、常務に従事する取締役について住民票の抄本の提出を省略できるものとする。）。</u>規則第 211 条の 86 第 2 項第 3 号に規定する届出についても履歴書と住民票の抄本を併せて提出するよう求めることとする。（ただし子会社である少額短期保険業者の役員が、当該少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を兼職する場合には、財務局が特に必要と認めた者を除き住民票の抄本の提出を省略できるものとする。また、当該少額短期保険持株会社が保険持株会社の認可を受けている場合には、住民票の抄本の提出を省略できるものとする。）</p> <p>III-2-7-3-1 承認審査基準</p> <p><u>主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第 272 条の 31 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。</u>承認審査にあたっては法第 272 条の 32 及び規則第 211 条の 72 に規定する書類等が法第 272 条の 33 に該当するかどうか、以下の項目について審査するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>III-2-7-3-2 承認申請書の添付書類</p> <p>承認申請書の添付書類のうち、<u>主要株主基準値以上の数の議決権</u></p>	<p>第 272 条の 37 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、<u>子会社である少額短期保険業者の役員が、申請者の役員を兼職する場合には、当該役員については財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求める</u>こととする。また、<u>申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求める</u>こととする。）。規則第 211 条の 86 第 2 項第 3 号に規定する届出についても、<u>履歴書と住民票の抄本の提出を併せて求める</u>こととする（ただし、<u>子会社である少額短期保険業者の役員が、当該少額短期保険持株会社の役員を兼職する場合には、当該役員については財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求める</u>こととする。また、<u>申請者が保険持株会社である場合には、財務局が特に必要と認めた者に限り住民票の抄本の提出を求める</u>こととする。）。</p> <p>III-2-7-3-1 承認審査基準</p> <p><u>少額短期保険主要株主になろうとする者は法第 272 条の 31 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならぬ。</u>承認審査にあたっては法第 272 条の 32 及び規則第 211 条の 72 に規定する書類等が法第 272 条の 33 に該当するかどうか、以下の項目について審査するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>III-2-7-3-2 承認申請書の添付書類</p> <p>承認申請書の添付書類のうち、<u>少額短期保険主要株主になろうと</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p><u>の保有者</u>になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、<u>住民票の抄本</u>については、申請者が少額短期保険業者である場合は、財務局が特に必要と認めた者に限り提出を求めるこ<u>とし</u>、また、申請者が保険会社である場合は、<u>常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）以外の者</u>について提出を求めるこ<u>とす</u>る）。</p> <p>また、<u>主要株主基準値以上の数の議決権の保有者</u>になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出を併せて求めることとする。</p>	<p>する者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書については、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする（ただし、申請者が少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、保険会社又は保険持株会社である場合は、財務局が特に必要と認めた者に限り<u>住民票の抄本の提出</u>を求めるこ<u>とす</u>る。）。</p> <p>また、<u>少額短期保険主要株主</u>になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても、住民票の抄本の提出を併せて求めることとする。</p>
<p>III-2-8 取締役等の兼職制限</p> <p>少額短期保険業者の常務に従事する役員は他の会社の常務に従事する場合は、法第272条の10に基づき事前承認が必要であるが、以下の点に留意する。</p>	<p>III-2-8 取締役等の兼職制限</p> <p>少額短期保険業者の常務に従事する取締役（指名委員会設置会社にあっては、執行役）が他の会社の常務に従事する場合は、法第272条の10に基づき事前承認が必要であるが、以下の点に留意する。</p>
<p>III-2-9 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項</p> <p>「総合指針III-2-11 強化法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>III-2-9 産業競争力強化法に関する金融機関の留意事項</p> <p>「総合指針III-2-12 強化法に関する金融機関の留意事項」に準じて取扱うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（1）・（2） （略）</p>
<p>III-2-13 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>「総合指針III-2-15 不祥事件等に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。ただし、規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっては以下の点に留意する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>	<p>III-2-13 不祥事件に対する監督上の対応</p> <p>「総合指針III-2-16 不祥事件等に対する監督上の対応」に準じて取扱うものとする。ただし、規則第211条の55第1項第14号に基づく不祥事件の届出の受理にあたっては以下の点に留意する。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p>III-2-15 保険契約の移転 「総合指針III-2-17 保険契約の移転」に準じて取扱うものとする。</p>	<p>III-2-15 保険契約の移転 「総合指針III-2-18 保険契約の移転」に準じて取扱うものとする。</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案
<p>【様式・参考資料編】</p> <p>申請書等様式集</p> <p>別紙様式 V－1 少額短期保険募集人等代理申請・届出書</p> <p>別紙様式 V－2 法人代理店の役員一覧</p> <p>別紙様式 V－3 少額短期保険募集人登録済通知書</p> <p>別紙様式 V－4 <u>少額短期保険募集人登録事項変更済通知書</u></p> <p>別紙様式 V－5 登録の抹消通知書</p> <p>別紙様式 V－6 保険業法第279条第2項に基づく通知</p> <p>別紙様式 V－7 登録の拒否について</p>	<p>【様式・参考資料編】</p> <p>申請書等様式集</p> <p>別紙様式 V－1 少額短期保険募集人等代理申請・届出書</p> <p>別紙様式 V－2 法人代理店の役員一覧</p> <p>別紙様式 V－3 少額短期保険募集人登録済通知書</p> <p>(削除)</p> <p>別紙様式 V－4 登録の抹消通知書</p> <p>別紙様式 V－5 保険業法第279条第2項に基づく通知</p> <p>別紙様式 V－6 登録の拒否について</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）新旧対照表

現 行	改正案		
【様式・参考資料編】 別紙様式Ⅱ－5 事業方法書記載項目一覧表	【様式・参考資料編】 別紙様式Ⅱ－5 事業方法書記載項目一覧表		
記載事項	記載内容等	記載事項	記載内容等
被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類の区分	<p>【被保険者の範囲】 居住地・年齢の範囲等について記載する</p> <p>【保険の目的の範囲】 保険の目的について記載する</p> <p>【保険の種類の区分】 保険商品を保険種類別に記載し、各保険種類別に、令第1条の6各号の該当条項及び引受限度額を記載する</p>	被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類の区分	<p>【被保険者の範囲】 居住地・年齢の範囲等について記載する</p> <p>【保険の目的の範囲】 保険の目的について記載する</p> <p>【保険の種類の区分】 保険商品を保険種類別に記載し、各保険種類別に、令第1条の6各号の該当条項、引受限度額及び保険期間を記載する</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)